

川崎市社会的養護自立支援拠点事業業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市社会的養護自立支援拠点事業（以下「事業」という。）の委託業者を選定するに当たり、プロポーザル方式等による、公平かつ適正な審査、選考及び評価を行うことを目的として、川崎市社会的養護自立支援拠点事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議し、事業者を選定する。

- (1) 提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案内容の評価及び事業者の選考に関すること。
- (3) 事業の実績の評価に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第4条 評価委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 評価委員会は、審査等のために必要と認めるときは、関係者に出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(書類の審査等)

第6条 評価委員会は、事業者から提出された書類について、あらかじめ別に定める基準に基づき審査し、事業者の選考を行う。

(事業実績の評価)

第7条 評価委員会は、委託契約の更新を検討するに当たり、事業の実績について、事業実績報告書等に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第8条 委員長は、前2条の規定による審査結果、選考結果及び評価結果並びに事業者の選定結果をこども未来局契約指名選定等委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮

って定める。

附 則 （平成 30 年 2 月 7 日 29 川ここ福第 1006 号局長専決）

この要綱は、平成 30 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 15 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

委員長	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長
委員	こども未来局総務部企画課長 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕 こども未来局北部児童相談所長 経済労働局労働雇用部担当課長〔雇用〕 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕